

両立支援等助成金（育児休業等支援コース） Q & A
（2020 年度版）

I 育休取得時・職場復帰時

本 Q & A	内 容
Q 育 1	育休復帰支援プランに、業務の整理と引継ぎに関する措置のいずれか一方しか記載がない場合、当該プランは支給要件を満たすプランと言えるか。
Q 育 2	育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援する措置を実施する方針の規定については、就業規則や実施要領、通達等への規定でなくても差し支えないか。
Q 育 3	面談や引継ぎの実施を確認した上司が支給申請時点においてすでに退職等しており、支給申請書の「確認欄」の署名又は記名・押印ができない場合、どのように確認するのか。
Q 育 4	育休取得時の助成金の支給対象となった労働者が、復帰せずに引き続き第 2 子に係る産前産後休業及び育児休業を取得した場合、第 1 子に係る職場復帰時の助成金を受給することはできるか。
Q 育 5	対象労働者について、育休取得時の助成金を受給していない場合であっても、職場復帰時の助成金を受給することは可能か。
Q 育 6	職場支援加算について、育児休業取得者の業務を代替する者は複数でもよいか。
Q 育 7	職場支援加算における業務の見直し・効率化の取組について、対象労働者の所属部署や事業所全体の事務分担を確認できる書類がないが支給対象となるか。
Q 育 8	同一事業主の事業所に勤務する父母が、同一の子の育児を理由に育児休業を取得する場合、それぞれについて支給申請は可能か。
Q 育 9	支給要領 0402a チに規定する「育児休業に係る子がいることを確認できる書類」について、国外の病院が発行した出産証明書等は認められるか。
Q 育 10	育児休業を取得予定の労働者が、切迫早産の恐れがあり入院している等の理由で、休業開始前までに直接プランの策定や業務の引き継ぎのための面談を実施することが難しい場合の対応方法如何。

II 代替要員確保時

本 Q & A	内 容
Q 代 1	就業規則等に規定のある育児休業を上回る期間の育児休業を取得した上で、原職等へ復帰した場合の考え方如何。
Q 代 2	原職等に復帰させる旨の取扱いについての労働協約又は就業規則への規定について、いつまでに、どのような規定がされている必要があるか。

Q代3	女性労働者が労働基準法第65条第3項に基づく軽易業務への転換を請求し、軽易業務に就いていた場合で、休業から復帰後に職制上の地位が下がっていたとしても、本人希望により休業前の軽易業務に復帰していれば原職復帰とみなしてよいか。
Q代4	女性労働者が労働基準法第65条第3項に基づく軽易業務への転換を請求し、軽易業務に就いていた場合、代替要員は軽易業務転換前の職務を代替する必要があるか。
Q代5	原職等への復帰に伴い、業務に係る手当等、職制上の地位に係る手当以外の手当が支給されなかった場合、原職等に復帰していないということになるか。
Q代6	育児休業からの復帰後、運用によって育児のための短時間勤務制度の利用をしている場合、原職相当職への復帰とみなせるか。
Q代7	正社員だった労働者が、本人の希望により育児休業後に短時間労働者に身分や給与形態が変更された場合は支給対象となるか？
Q代8	同一敷地内の別事業所に復帰した場合、原職相当職への復帰とみなせるか。
Q代9	有期契約労働者である育児休業取得者を期間の定めのない労働者として復職させる場合についても、原職等復帰要件がかかるか。
Q代10	支給要領0210ロ(ロ)について、各部署の繁閑又は通勤事情等を勘察し、事業主の方から「この部署(事業所)の方が短時間勤務を利用しやすい(通勤しやすい)ので、希望するならばその部署(事業所)に職場復帰させる」と労働者に提案し、労働者が同意した場合は、本人の選択によるものといえるか。
Q代11	育児休業取得者の職務以外の職務も兼務している者も代替要員(ただし、「玉突き」を除く)とみなし得るか。
Q代12	支給要領0301cのロ(イ)に、「育児休業取得者が複数の職務を兼務していた場合、その一部のみを職務とする者は代替要員とはみなし得ない」とあるが、完全に一致していないと支給対象とはならないのか。
Q代13	代替要員は正社員として雇用されていたり、育児休業者の復帰後もそのまま雇用されることがあっても問題ないと考えてよいか。
Q代14	第1子の育児休業から、復帰することなく第2子の育児休業(又は産前産後休業)に入った場合、第1子の育児休業期間に確保された代替要員、第2子の育児休業期間に確保された代替要員ともに支給対象となるか。
Q代15	第1子の育児休業終了後、勤務時間短縮等の措置を利用していた労働者が第2子の育児休業を取得し、その代替要員を確保した場合、代替要員の勤務時間等については、第1子の育児休業前の勤務時間等と同一の必要があるか。
Q代16	在籍出向者が育児休業を取得し、代替要員を出向元が確保した場合、出向元による支給申請は可能か。
Q代17	所定労働時間以外の要件を満たしている代替要員について、途中で育児休業取

	得者の所定労働時間と概ね同等となった場合の取扱い如何。
Q代 18	代替要員について、所定労働時間ではなく、実労働時間が育児休業取得者の所定労働時間と概ね同等の場合は、支給対象となるか。
Q代 19	育児休業取得者が有資格者の場合、代替要員も有資格者である必要があるか。
Q代 20	支給要領 0301c の子の「最初に支給決定された対象育児休業取得者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年を経過していない」日までに支給要件を満たす労働者について、5年を経過していない場合とは支給申請の日かそれとも支給要件を満たした日か。
Q代 21	有期契約労働者加算について、雇い入れ時は、有期労働契約であることが明記されている労働条件通知書が交付されているが、それ以降の契約更新は口頭で行われ、労働条件通知書等の書面の交付がない場合、支給対象になるか。

Ⅲ 職場復帰後支援

Q復 1	子の看護休暇制度を利用する対象労働者の配偶者が同一の事業主に雇用されており、配偶者も同休暇制度を利用した結果、それぞれ10時間以上の利用を満たした。それぞれで申請可能か。
Q復 2	子の看護休暇制度の利用時間について、「27時間55分」のように、分単位の端数が生じた場合の支給対象となる利用時間の算定方法如何。
Q復 3	児童福祉法第39条第1項に該当する保育所に子を預けている労働者の延長保育の利用分は、支給対象となる臨時的・一時的保育サービスに該当するか。
Q復 4	子の看護休暇制度の取得時間について、対象労働者が対象育児休業に係る子だけでなく、対象労働者が他に養育する子の分と合計して10時間以上取得した場合でも、0301d イの要件を満たすか。
Q復 5	保育サービス費用補助について、規定も要領 0212 に基づく児童福祉法に基づくサービスの明示が必要なのか。

I 育休取得時・職場復帰時

Q 育 1 育休復帰支援プランに、業務の整理と引継ぎに関する措置のいずれか一方しか記載がない場合、当該プランは支給要件を満たすプランと言えるか。

A 育 1 業務の整理及び引継ぎに関する措置については、両方とも記載されていることが望ましいが、業務の整理及び引継ぎに関する措置は、一体的な取組と考えられるため、いずれかの記載があれば、支給要領 0301a ハ(イ)の要件を満たすこととして差し支えない。

Q 育 2 育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援する措置を実施する方針の規定については、就業規則や実施要領、通達等への規定でなくても差し支えないか。

A 育 2 規定及び周知した日付が確認できれば、就業規則等への規定でなくても差し支えない。

Q 育 3 面談や引継ぎの実施を確認した上司が支給申請時点においてすでに退職等しており、支給申請書の「確認欄」の署名又は記名・押印ができない場合、どのように確認するのか。

A 育 3 以下の通り確認が取れる場合、「確認欄」については空欄でも差し支えない。

面談者確認欄・・・面談シート等により確認できること

引継ぎの確認を行った者の確認欄・・・事業主からの申立書等により確認できること

対象労働者の育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供の実施の確認を行った者の確認欄・・・情報提供を行ったことを確認できる書類等により確認できること

なお、令和 2 年 12 月 25 日以降の提出について、署名や押印を求めておらず、確認した上司の氏名が記載されていれば、支給申請は可能である。

Q 育4 育休取得時の助成金の支給対象となった労働者が、復帰せずに引き続き第2子に係る産前産後休業及び育児休業を取得した場合、第1子に係る職場復帰時の助成金を受給することはできるか。

A 育4 育児休業終了後の6か月以上の継続就業の確認においては、産前産後休業及び育児休業は就労したものとみなされるため、第2子の産前休業開始日を起算日として6か月以上継続雇用されていれば、支給対象となりうる。(支給要領 0301b ホ(ハ))

Q 育5 対象労働者について、育休取得時の助成金を受給していない場合であっても、職場復帰時の助成金を受給することは可能か。

A 育5 受給することはできない。

Q 育6 職場支援加算について、育児休業取得者の業務を代替する者は複数でもよいか。

A 育6 差し支えない。

Q 育7 職場支援加算における業務の見直し・効率化の取組について、対象労働者の所属部署や事業所全体の事務分担を確認できる書類がないが支給対象となるか。

A 育7 業務の見直し・効率化に当たっては、既存の業務、事務分担等を整理したうえで見直すことを前提にしている。このため、審査に当たっては育児休業取得者及び業務を代替する者が所属する部署又は事業所全体の事務分担が確認できる書類が必要であり、既存のものがなければ、作成する必要がある。

Q 育 8 同一事業主の事業所に勤務する父母が、同一の子の育児を理由に育児休業を取得する場合、それぞれについて支給申請は可能か。

A 育 8 可能である。(代替要員確保時も同様)

Q 育 9 支給要領 0402a 中に規定する「育児休業に係る子がいることを確認できる書類」について、国外の病院が発行した出産証明書等は認められるか。

A 育 9 国外の病院が発行した出産証明書等も「育児休業に係る子がいることを確認できる書類」として認められる。

Q 育 10 育児休業を取得予定の労働者が、切迫早産の恐れがあり入院している等の理由で、休業開始前までに直接プランの策定や業務の引き継ぎのための面談を実施することが難しい場合の対応方法如何。

A 育 10 対象育児休業取得者が休業中等の理由で対面での面談の実施が難しい場合は、労働者の希望やニーズ等を踏まえ、メールや電話等により労働者にとって負担のない方法で実施しても差し支えない。

II 代替要員確保時

Q 代 1 就業規則等に規定のある育児休業を上回る期間の育児休業を取得した上で、原職等へ復帰した場合の考え方如何。

A 代 1 代替要員確保時に係る助成金の支給対象となる育児休業期間は、就業規則等の規定に基づくものであることが必要であり、当該運用に合わせて就業規則等の修正がなされれば支給対象となり得る。

Q 代 2 原職等に復帰させる旨の取扱いについての労働協約又は就業規則への規定について、いつまでに、どのような規定がされている必要があるか。

A代2 労働者が原職等に復帰するまでに規定されている必要がある。原職等復帰時点で規定がまったく存在しない場合には、支給対象とならない。

なお、規定については、「育児・介護休業等に関する規則の規定例」に掲載のある以下（参考①）の規定例のように、原職等復帰のルールが明確に定められていることが必要であり、規定は存在するものの、内容が不適切である場合（参考②）は、適切な内容への修正が必要である。

（参考①：育児・介護休業等に関する規則の規定例）

- 1 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
- 2 1にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1か月前又は介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

（参考②：助成金の要件上、不備となる例。）※修正すれば支給可能。

育児・介護休業後の勤務部署及び職務については、会社の都合により決定する。

Q代3 女性労働者が労働基準法第65条第3項に基づく軽易業務への転換を請求し、軽易業務に就いていた場合で、休業から復帰後に職制上の地位が下がっていたとしても、本人希望により休業前の軽易業務に復帰していれば原職復帰とみなしてよいか。

A代3 代替要員確保時に係る助成金については、職制上の地位が下がっている場合は、本人希望に基づく取扱いであっても原職復帰とはみなさない。

Q代4 女性労働者が労働基準法第65条第3項に基づく軽易業務への転換を請求し、軽易業務に就いていた場合、代替要員は軽易業務転換前の職務を代替する必要があるか。

A代4 育児休業取得者が軽易業務転換をしていた場合の代替要員は、原則として転換前の業務を代替する必要があるが、育児休業取得者本人の希望により軽易業務に復帰することが明らかな場合については、転換後の業務を代替することで差し支えない。

Q代5 原職等への復帰に伴い、業務に係る手当等、職制上の地位に係る手当以外の手当が支給されなかった場合、原職等に復帰していないということになるか。

A代5 職制上の地位に係る手当については、職制上の地位が休業前よりも下回っていないことという本助成金における「原職等」の要件を満たしているか否かを確認するためのものであるが、業務に係る手当については当該手当の不支給をもって直ちに原職等に復帰していないことにはならない。

ただし、業務に関する手当でも休業前と復職後で取り扱いが異なる理由によっては、育児・介護休業法で禁止されている不利益取り扱いに該当することがあり、その場合、是正されなければ助成金は支給されない。

Q代6 育児休業からの復帰後、運用によって育児のための短時間勤務制度の利用をしている場合、原職相当職への復帰とみなせるか。

A代6 みなしてよい。ただし、労働協約又は就業規則に育児のための短時間勤務制度が規定されている必要がある。規定がない場合は、修正がなされた場合に限り支給対象となり得る。

Q代7 正社員だった労働者が、本人の希望により育児休業後に短時間労働者に身分や給与形態が変更された場合は支給対象となるか。

A代7 支給要領 0210 へにあるとおり、正規雇用労働者であった労働者が育児休業後、有期雇用労働者として新たに雇用契約を締結している場合や、給与形態が変更されている場合は、育児休業取得者本人の希望によるものであっても原職等に復帰したとはいえないことから支給対象とならない。

Q代8 同一敷地内の別事業所に復帰した場合、原職相当職への復帰とみなせるか。

A代8 両事業所が一体となって業務を行っていると思われる場合は同一事

業所とみなして原職相当職への復帰とみなせる。

ただし、同一敷地内であっても本社機能と営業拠点等業務内容が異なる場合は、同一事業所と認められず、0210 口の要件を満たす必要がある。

Q代9 有期契約労働者である育児休業取得者を期間の定めのない労働者として復職させる場合についても、原職等復帰要件がかかるか。

A代9 有期契約労働者である育児休業取得者を期間の定めのない労働者として復職させる場合、休業前の職位・待遇を下回らないことを要件に、原職等復帰の要件は必要としない。

Q代10 支給要領 0210 口(ロ)について、各部署の繁忙又は通勤事情等を勘案し、事業主の方から「この部署（事業所）の方が短時間勤務を利用しやすい（通勤しやすい）ので、希望するならその部署（事業所）に職場復帰させる」と労働者に提案し、労働者が同意した場合は、本人の選択によるものといえるか。

A代10 企業全体の体制等は事業主が把握していると考えられることから、事業主の方から労働者に提示した場合であっても、労働者本人が仕事と家庭の両立に資するものとして同意した場合は、本人が選択したものといえる。

ただし、職務の内容や職制上の地位は同じである必要がある。

Q代11 育児休業取得者の職務以外の職務も兼務している者も代替要員（ただし、「玉突き」を除く）とみなし得るか。

A代11 原則、代替要員とみなし得る。

Q代12 支給要領 0301c の口(イ)に、「育児休業取得者が複数の職務を兼務していた場合、その一部のみを職務とする者は代替要員とはみなし得ない」とあるが、完全に一致していないと支給対象とはならないのか。

A代 12 代替要員が従事しない育児休業取得者の一部の職務について、育児休業取得者の全体の業務に占める責任・時間等の割合が僅少であると認められる場合は、支給対象となりうる。

ただし、時間的には比重の少ない、一部分の業務であっても、育児休業取得者に職務上の地位に係る手当（例えば、営業手当、危険手当等、職務に係る手当）が支給されており、代替要員には当該業務に従事していないことをもって支給していない場合においては、職務を代替しているとはいえず、支給対象とはならない。

Q代 13 代替要員は正社員として雇用されていたり、育児休業者の復帰後もそのまま雇用されることがあっても問題ないと考えて良いか。

A代 13 支給要領 0301c の口に規定する代替要員に該当すれば支給要件を満たす。

Q代 14 第1子の育児休業から、復帰することなく第2子の育児休業（又は産前産後休業）に入った場合、第1子の育児休業期間に確保された代替要員、第2子の育児休業期間に確保された代替要員ともに支給対象となるか。

A代 14 第1子の育児休業から復帰することなく引き続き第2子の休業に入った場合、第1子、第2子の育児休業時に雇用された代替要員について、それぞれの育児休業終了後、対象労働者を6か月以上雇用保険被雇用者として雇用していればともに対象となる。ただし、支給要領 0301c ハ(二) 新たな雇入れや(ホ) 代替要員確保の時期等の要件については、申立書等の確認ができる書類を労働局からの求め等があれば、適宜提出する必要がある。また、申請期限については、第1子、第2子それぞれの育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内となることに留意されたい。

Q代 15 第1子の育児休業終了後、勤務時間短縮等の措置を利用していた労働者が第2子の育児休業を取得し、その代替要員を確保した場合、代替要員の勤務時間等については、第1子の育児休業前の勤務時間等と同一の必要があるか。

A代 15 第2子の育児休業のための代替要員であることから、第2子の育児休業前の勤務時間等と同一の必要がある。

なお、支給要領 0301c ハ (ハ) において、「代替要員の所定労働時間が育児休業取得者より長い場合は、(イ)が満たされていればよいこと」の要件があることから、第1子の育児休業前の勤務時間等と同一であった場合も支給要件を満たす。

Q代 16 在籍出向者が育児休業を取得し、代替要員を出向元が確保した場合、出向元による支給申請は可能か。

A代 16 出向元で代替要員を確保し、出向先に配置している場合は可能である。ただし、雇用保険の被保険者資格の継続、出向元での給与の支払いの有無、出向後に出向元に戻る旨の契約等を確認し、当該出向が企業内の異動と同様のものであると確認できる場合に限る。

Q代 17 所定労働時間以外の要件を満たしている代替要員について、途中で育児休業取得者の所定労働時間と概ね同等となった場合の取扱い如何。

A代 17 所定労働時間が概ね同等の要件を満たした時点から勤務期間を算定すること。

Q代 18 代替要員について、所定労働時間ではなく、実労働時間が育児休業取得者の所定労働時間と概ね同等の場合は、支給対象となるか。

A代 18 所定労働時間が概ね同等との要件を満たさないため、支給対象とならない。

Q代 19 育児休業取得者が有資格者の場合、代替要員も有資格者である必要があるか。

A代 19 当該資格がなければ育児休業取得者の職務を実施し得ない場合、代替要員にも同様の資格が必要である。

なお、資格に種類・等級がある場合において、補助的な資格を有している者でも、別の種類・等級の資格を有する育児休業取得者の職務を遂行できていた場合は、代替要員とみなしうる。(例：育児休業取得者が正看護師、代替要員が准看護師で、当該育児休業取得者が従事していた業務は准看護師が従事できる内容だった場合 等)

Q代 20 支給要領 0301c の中の「最初に支給決定された対象育児休業取得者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年を経過していない」日までに支給要件を満たす労働者について、5年を経過していない場合とは支給申請の日かそれとも支給要件を満たした日か。

A代 20 支給要件を満たした日である。

Q代 21 有期契約労働者加算について、雇い入れ時は、有期労働契約であることが明記されている労働条件通知書が交付されているが、それ以降の契約更新は口頭で行われ、労働条件通知書等の書面の交付がない場合、支給対象になるか。

A代 21 雇い入れ時に有期労働契約であることが明記されている書類（労働条件通知書等）があれば、その写しを提出させるとともに、育児休業を取得する時点の労働契約について、有期労働契約として契約を更新していたこと確認する本人の申立書の提出があれば、支給対象として差し支えない。

ただし、有期労働契約であることが明記されている書類（労働条件通知書等）が一切存在しない場合は、支給対象とはならない。

Ⅲ 職場復帰後支援

Q復 1 子の看護休暇制度を利用する対象労働者の配偶者が同一の事業主に雇用されており、配偶者も同休暇制度を利用した結果、それぞれ10時間以上の利用を満たした。それぞれで申請可能か。

A復 1 対象労働者と同一事業主に雇用されている対象労働者の配偶者または

親族がそれぞれ10時間以上子の看護休暇制度を利用した場合、それぞれについて申請しても利用時間を合計して申請してもどちらでも可能である。

Q復2 子の看護休暇制度の利用時間について、「27時間55分」のように、分単位の端数が生じた場合の支給対象となる利用時間の算定方法如何。

A復2 時間単位で算定するため、事業主の定める制度に基づいて利用した個々の取得時間を合算し、合算後の分単位の端数については切り捨てて算定する。(この場合、27時間として算定することとなる。)

Q復3 児童福祉法第39条第1項に該当する保育所に子を預けている労働者の延長保育の利用分は、支給対象となる臨時的・一時的保育サービスに該当するか。

A復3 当助成金では、臨時的・一時的な保育サービスとして、ベビーシッターや一時預かり保育サービス等を支給対象としており、延長保育については恒常的な保育であるため、支給対象となる臨時的・一時的保育サービスに該当しない。

Q復4 子の看護休暇制度の取得時間について、対象労働者が対象育児休業に係る子だけでなく、対象労働者が他に養育する子の分と合計して10時間以上取得した場合でも、0301dイの要件を満たすか。

A復4 要件を満たす。ただし、0402dニに係る書類については、当該育児休業に係る子だけでなく、当該他に養育する子についての確認書類の提出も必要となる。

Q復5 保育サービス費用補助について、規定も要領0212に基づく児童福祉法に基づくサービスの明示が必要なのか。

A復5 保育サービスの補助について措置する旨の内容であれば良い。ただし、支給対象となるのは0212の児童福祉法等に基づく範囲内となる。